

優良産廃処理業者認定制度について

平成23年4月1日

(令和3年12月7日改定)

佐賀県県民環境部循環型社会推進課

1 制度の概要

優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与します。

産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

【留意事項】

- ・ 優良基準は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、処理業者の取組に目標を与え、優良な処理業者へと誘導するためのものとして設定されたものです。したがって、基準適合の認定を受けるか否かは処理業者の任意であり、基準に適合しているか否かが処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。
- ・ 本制度は、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するというものではありません。また、公開された情報の内容の良否（財務状況や処理方法の先進性等）を評価するものではありません。

2 認定の手順

認定の手順は次のとおりです。

① 申請

（特別管理）産業廃棄物処理業の更新許可申請を行う際に、併せて優良基準適合認定の申請を行います。

この申請と同時に提出される更新許可申請書については、添付書類の一部を省略することができる場合があります。

（書類の省略については、「3 申請の手続（3）更新許可申請書添付書類の省略」に記載しています。）

② 審査

上記①で提出された書類等に基づき、審査を行います。

なお、優良基準に適合しないと判断された場合は、優良基準に適合しなかった旨を申請者に通知します。当該通知を受けた申請者は、上記①で省略した添付書類を提出しなければなりません。

③ 許可証への記載及び更新許可有効期間の延長

上記②で優良基準に適合すると判断され、更新許可申請についても許可基準に適合している場合には、優良マークの付いた産業廃棄物処理業許可証を交付し、通常5年の許可の有効期間を7年とします。

④ 優良産廃処理業者の公表

優良基準に適合した処理業者は、県のホームページにおいて公表されます。

3 申請の手続

(1) 申請の時期

申請は、(特別管理)産業廃棄物処理業の更新許可申請時に行うことができます。

優良認定の申請に際して、従来は改正廃棄物処理法施行日（平成23年4月1日）以降から二度目の許可更新を行った事業者は、更新期限の前倒し申請はできませんでしたが、令和2年2月25日より、場合を限らず、現に受けている許可の更新期限に到達する前に優良産廃処理業者としての許可の更新ができるようになりました。（※優良認定は更新許可に伴うため更新許可申請及び更新手数料が必要です。）

(2) 提出書類

次の書類を提出してください。

添付書類		様式
①	優良基準適合認定申請書（収集運搬業者用）	様式第1-1号
	優良基準適合認定申請書（処分業者用）	様式第1-2号
②	誓約書（収集運搬業者用）	様式第2-1号
	誓約書（処分業者用）	様式第2-2号

③	既に他の都道府県又は市で適合認定又は確認を受けている場合は当該許可証の写し（直近のもの）	
④	情報公開状況報告書（収集運搬業者用）	様式第3-1号
	情報公開状況報告書（処分業者用）	様式第3-2号
⑤	情報公開を行っているインターネット画面の当該箇所を印刷したもの。（公開開始時、情報更新時及び認定申請時のもので、日付が明示されていること。）	
⑥	（公財）産廃振興財団が発行する事業の透明性に係る基準についての証明書（適合証明書）	
⑦	ISO14001、エコアクション21等の認定証の写し	
⑧	（財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写し	
⑨	税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又はその写し（直前3年）	
⑩	県税事務所が発行する法人県民税、事業税及び不動産取得税の納税証明書又はその写し（直前3年）	
⑪	市町村が発行する固定資産税、都市計画税、個人県民税、市町村民税の納税証明書又はその写し（直前3年）	
⑫	年金事務所が発行する社会保険料の納入確認書又はその写し（国民健康保険の被保険者である場合は市町村又は国民健康保険組合が発行する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては納税証明書）等又はその写し）（直前2年）	
⑬	地方労働局が発行する労働保険料の納入証明書又はその写し（直前3年）	

【備考】

- 他の都道府県又は政令市において優良基準適合の認定を受けた者であっても上記の④及び⑤については、以下の事前情報公表期間全てのもの（ホームページの更新を行った場合は、その都度印刷したもの）を提出すること。

事前情報公表期間

- ・初めて優良認定申請をする場合
当該申請日前6か月間

- ・既に優良確認を受けている者が、許可更新に伴い優良認定の申請をする場合従前の優良基準適合の確認を受けた日から当該申請日まで
- 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が発行する履歴証明書（次の情報を含むもの。）の提出をもって、上記の④及び⑤の提出に代えることができる。
 - ・ 公開開始時（公開項目を全て満たした時のもの。）の情報公開内容
 - ・ 直近の公開内容
 ただし、情報公開項目の一部を同財団が運営するホームページ「産廃情報ネット」とは別のホームページ上で公開している場合等で、証明書に公開内容が記載されない場合は、その項目について④及び⑤を提出すること。
- 財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が発行する適合証明書の提出をもって、上記の⑤の提出に代えることができる。
- ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬については、滞納していないことを確認できるものであれば可。
- ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬については、県内に事業所がない場合は、その旨の申立書を添付することにより省略可。
- 証明書の写しを提出する場合は、原本も持参すること。

(3) 更新許可申請書添付書類の省略

優良基準適合認定申請書を提出する際には、更新許可申請書の添付書類のうち、次の書類を省略することができます。ただし、インターネットでの情報公開内容によっては、省略できないと判断する場合があります。省略する場合は、省略する旨の申立書を提出してください。

-
- ① 事業計画の概要を記載した書類
 - ② 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（処分業のみ）
 - ③ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人のみ）
 - ④ 定款又は寄附行為（法人のみ）
-

(4) 提出先

佐賀県県民環境部 循環型社会推進課
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59

(5) 提出部数

1部

(6) 手数料

優良基準適合認定申請に伴う手数料は必要ありません。(更新許可申請については所定の手数料が必要です。)

4 優良基準

優良基準適合認定の申請があった場合には、次の(1)～(5)のすべてに適合するかを審査します。なお、詳細については、環境省ホームページの「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を参照してください。

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」

環境省ホームページ： <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

(1) 実績と遵法性

5年以上産業廃棄物処理業を営んでおり、廃棄物処理法に規定する事業停止命令、改善命令、措置命令、廃棄物処理施設設置許可の取消し及び廃棄物の再生利用認定、広域処理認定、無害化処理認定の取消しを受けていないこと。

(2) 事業の透明性

廃棄物処理法施行規則第9条の3第1項第2号又は第10条の4の2第1項第2号に掲げる項目について、一定期間（注1）にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

なお、記載方法については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を参照のこと。

(注1)・初めて優良認定申請をする場合

当該申請日前6か月間

・既に優良認定を受けている者が、許可更新に伴い優良認定の申請をする場合
従前の優良基準適合の認定を受けた日から当該申請日まで

(3) 環境配慮の取組

その事業活動に係る環境配慮の取組について、国際標準化機構が定めた規格第14001号に適合している旨の認証を受けていること又は一般財団法人持続性推進機構による認証を受けていること若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。

(4) 電子マニフェスト

電子マニフェストが利用可能であること。

(5) 財務体質の健全性

- ・ 直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること。
- ・ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、又は前事業年度における営業利益金額等（損益計算書上の営業利益金額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額）が0を超えること。
- ・ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0を超えること。
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税、県民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、個人県民税、市町村民税、社会保険料、労働保険料及び最終処分場維持管理積立金を滞納していないこと。
- ・ 特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

5 優良基準に適合しなかった場合

審査の結果、優良基準に適合しないと判断された場合は、申請者に優良基準に不適合の旨を通知します。

優良基準適合認定申請時に更新許可申請書の添付書類を省略した場合は、速やかに省略した書類を提出していただくことになります。

6 優良基準に適合しなくなった場合

優良認定業者が、(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請時に優良基準に適合しないと判断された場合は、優良マークのない許可証を交付するとともに、許可の有効期間は、通常の間5年間となります。

※優良認定業者が許可の有効期間中に優良基準に適合しなくなった際に、直ちに優良基準適合を取り消すことはありません。

7 優良産廃処理業者の公表

優良基準適合が認定された場合は、県のホームページで次の情報を公表します。

【公表内容】

- ・ 住所
- ・ 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
- ・ 優良マークが記載された許可証に係る産業廃棄物処理業の種類
- ・ 許可番号
- ・ 認定年月日
- ・ 公開情報が閲覧できるホームページアドレス